

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定  
指定医療機関の廃止の届出  
保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

### 公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(地域福祉国保課) 三三三三

(同) (三三三三)

(治 山 課) 三三三六

(道路維持課) 三三三一

(商業流通課) 三三三二

(農地整備課) 三三三二

## 告 示

第 二 千 二 百 七 十 二 号

平 成 二 十 三 年 八 月 九 日

(火曜日)

岐阜県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇





野原電研株式会社 大垣市内原一 七一 介護予防  
認知症対  
応型共同  
生活介護

デイサービス・ハッピー桜

大垣市外濑二 八一

同

社会福祉法人 徳雲会 羽島郡笠松町字三笠通三  
八 一 居宅療養  
管理指導

笠松クリニック

羽島郡笠松町字東陽町  
三四

平成二三・三・二二

社会福祉法人 徳雲会 羽島郡笠松町字三笠通三  
八 一 介護予防  
居宅療養  
管理指導

笠松クリニック

羽島郡笠松町字東陽町  
三四

同

岐阜県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主  
たる事務所の所在地

サービス  
の種類

指定居宅介護事業所等の名  
称

指定居宅介護事業所等  
の所在地

廃 止 年 月 日

赤 塚 勲 羽島郡笠松町田代四四六  
一 居宅療養  
管理指導

アカツカ薬局

羽島郡笠松町田代四四  
六一

平成二一・二・二八

赤 塚 勲 羽島郡笠松町田代四四六  
一 介護予防  
居宅療養  
管理指導

アカツカ薬局

羽島郡笠松町田代四四  
六一

同

株式会社フォルテ 愛知県みよし市大字黒笹  
字伊保道二二六九 四〇 訪問介護

フォルテ高山介護ステーション

高山市新宮町六七七番  
地ヒルサイド露越E  
五

平成二一・三・一

株式会社フォルテ 愛知県みよし市大字黒笹  
字伊保道二二六九 四〇 介護予防  
訪問介護

フォルテ高山介護ステーション

高山市新宮町六七七番  
地ヒルサイド露越E  
五

同

岐阜県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字大上三三八三六の二四、五八三六の二五、五八三六の二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大上三三八三六の二四・五八三六の二五・五八三六の二八（以上三筆につい

て次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治

山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字仏岩二四八一七の三、字小屋ヶ洞二四八四二の一、二四八四八の一、

二四八五七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仏岩二四八一七の三・字小屋ヶ洞二四八四二の一・二四八四八の一・二四八

五七の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治

山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児市瀬田字島田八の一、一三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
 治山課及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市富永字猪矢洞一五八の一・一一六一の一（以上二筆について次の図に示す  
 部分に限る。）、字宮ヶ洞一七五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字猪矢洞一五八の一、一一六一の一、字宮ヶ洞一七五の一（次の図に示す  
 部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治  
 山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町野々倉字桑木平六八五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る  
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備  
 え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保  
 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町部字中戸川谷上二二四九、一一五一、一一六一の一

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市金山町岩瀬字水洞五六二、字上へ棚五六五

二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
下呂市金山町戸部字上荒島三九一二の二、三九一三、字下荒島四〇六七の三

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町祖師野字高洞一〇五一、一〇五二、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五四、一〇五五、一〇五六の一から一〇五六の四まで、一〇五七、一〇五八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町段字古堂下八二の二、八一九、八二〇の二、八二五、八二六、八二九から八三三まで、八三六から八三九まで、八四〇の一、八四〇の二、八四二、八四三の一、八四三の二、八四六、八四八、八五〇の一、八六〇、八六一、八六二の一、八六二の三、八六三、八二二・八四七・八四九・八五〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、舟子字小豆谷四〇八の一、四〇八の二、四〇九の一、四〇九の三、四〇九の四、四一〇から四一三まで、四一五から四一七まで、四一八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町八百津字臨瀧山四三五一の一、四三五一の二八、四三五一の一九六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字米山寺浦二二〇、二二一七から二二一九まで、二二二二の二、二二二三の二、二二二四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字荻町字一ノ瀬三四九三の一、三五二二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は年月日の変更のほかに）
		多治見市本町四丁目三五番			

県道 名古屋線 多治見線	地先から 市同町四丁目三四番 六地先まで	一六・三 三三・八・九 三三・八・二七	平成 三三・八・二七
--------------------	----------------------------	---------------------------	---------------

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年八月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道 勝山線 山田線	道の種類 路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
		関市倉知字東藤谷二六〇三 番の三地先から 同市同 字餅売場三〇二四 番の三三三三三三三三三三 まで	三五・〇	平成 三三・八・九	平成 一六・一・三三 平成 一八・三・三三

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。  
なお、その意見書は平成二十三年八月九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地  
西友改田店

岐阜県岐阜市西改田字若宮六一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、郡上市営土地改良事業深戸地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十三年八月九日から

同 二十三年九月六日まで

二 縦覧場所

郡上市役所前掲示場

平成二十三年八月九日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ  
ビー・アール・テクノセンター